

平成27年度税制改正に関する提言 概要

2014年9月10日
一般社団法人 日本経済団体連合会

I. はじめに

- 景気回復の動きが持続。経済成長に伴い、企業収益は改善し、法人税収は構造的に回復。景気回復の効果は賃金、雇用にも及ぶ。アベノミクスにより、経済の好循環を実現しつつある
- 景気回復を持続し、経済の中長期的な成長につなげるため、経済成長に資する税制を志向することが重要
- アベノミクスによる税収の構造的な増加により、2015年度のプライマリー・バランス赤字半減については達成の見込み。今後、2020年度までのプライマリー・バランスの黒字化に向け、より一層アベノミクスの成長戦略を後押しすることが必要
- 経済界としても、民主導のイノベーションを通じ投資の増大・雇用・賃金の改善につながる経済の好循環を創り出すべく、積極的に取り組む

II. 消費税率の引き上げ

- 経済状況等を総合的に勘案して、2015年10月に消費税率10%へと着実に引き上げ。消費税の転嫁に適正に対応
- 単一税率を維持。低所得者対策としては当面の間、簡素な給付措置を実施

III. 平成27年度税制改正に関する提言

1. 法人課税の抜本改革

法人実効税率の引き下げ

- 骨太の方針を評価。企業の国際競争力を強化するとともに、日本の立地競争力を高め、対日直接投資を促進し、経済活性化を図るため、法人実効税率を2015年度に2%以上引き下げ、3年を目途に20%台とする。将来的にはOECD諸国の平均、また競合するアジア諸国並みの25%へと引き下げる
- 利益を生み出す企業に対する実質的な税負担軽減を着実に実行

地方法人課税の改革

- 国・地方全体の税体系の見直し。地方法人所得課税は国税の法人税に統合し、交付税等により適切に配分するとともに、段階的に税率を引き下げ
- 外形標準課税の安易な拡大はすべきでない。賃金が課税標準の相当部分を占め、雇用の維持・創出、所得拡大の方向に逆行
- 償却資産にかかる固定資産税は廃止も含め抜本の見直し、少なくとも新規取得した機械装置については免除

租税特別措置

- わが国の将来を支えるために必要なもの、国際的イコールフットディングを実現するために不可欠なものは、維持・拡充や本則化・恒久化。役割を終えたものは廃止。

研究開発税制

- 研究開発は科学技術イノベーション立国たるわが国が、世界経済をリードし続けるための生命線
- 総額型は研究開発活動を継続的に行う重要なインセンティブ
- 期限を迎える税額控除限度額の引き上げ措置(20%→30%)や研究開発費の範囲を含め、現行制度を維持・拡充
- 資源、エネルギー、国際海運、災害復興・防災等の税制の維持・拡充

欠損金の繰越控除制度

- 国際的イコールフットディングの観点から、繰越期間を延長
- 当期控除額の範囲(所得の80%)についても少なくとも現行制度を維持

受取配当益金不算入制度

- そもそも配当課税は二重課税。国際的イコールフットディングおよび事業再編の円滑化の観点から、少なくとも現行制度を維持
- 持株比率が低いことをもって課税を強化すれば、特定業界に負担が集中。証券市場への悪影響も懸念
- 25%より高い比率に課税を及ぼせば、事業再編を阻害

減価償却制度

- 定率法の廃止は新規設備投資を抑制するおそれ
- 国際的イコールフットディングの観点から、定率法を維持

国際課税

- BEPS(税源浸食と利益移転)**
 - 移転価格税制・・・国別報告の条約方式による共有、施行まで十分な準備期間を確保
 - ハイブリッド・ミスマッチ取り決め・・・濫用的な取決めの防止を対象を限定。施行まで一定の準備期間を確保
- 租税条約の推進・・・改定交渉(中国、インド、タイ等)、締結交渉(台湾、ミャンマー、チリ等)の推進
- タックスヘイブン対策税制・・・トリガー税率の引き下げ、適用除外基準の見直し(ロイズ保険事業、航空機リース、被統括会社の範囲)
- 外国税額控除の改善 ・国境を越えた役務の提供等に係る消費税・・・事業者の追加的な事務負担が生じない制度を設計

その他法人課税・・・当初申告要件の見直し、留保金課税の廃止、投資法人等における税会不一致による二重課税の防止、原料用途免税の本則非課税化、日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の措置

2. 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

- 消費税率10%時点での自動車取得税の確実な廃止、あわせて導入される自動車税環境性能課税について最低限の負担となる制度設計
- 自動車重量税は廃止を含め軽減
- エコカー減税の拡充・延長、自動車税グリーン化特例の拡充
- 軽自動車税の軽減措置。二輪車の増税対象は新規取得車に限定

3. エネルギー関係諸税

- 地球温暖化対策税の抜本的な見直し
- 森林吸収源対策等のための用途拡大や新税創設に反対
- 消費税とのTax on Taxの早期解消

4. 住宅税制

- 消費税率の再引き上げに伴う負担増の軽減
- 住宅取得等資金の贈与に係る特例の延長・拡充
- 固定資産税の住宅用地特例の維持

5. 土地・都市税制

- 特定資産の買い換え特例の延長・拡充
- 固定資産税の負担調整措置の維持 ・都市再生促進税制の延長

6. 印紙税の見直し

- 一層の負担軽減

7. 金融・証券税制

- ジュニアNISAの創設、NISAの非課税投資枠、非課税期間の拡充等
- 金融所得課税のさらなる一元化の推進、番号制度への円滑な移行

8. 年金・保険税制

- 確定拠出年金の制度の改善、退職年金等積立金に係る特別法人税の廃止
- 生命保険料控除の拡充